

地域医療介護総合確保基金を活用する県計画について

1 制度の概要

- 団塊の世代の方々が75歳以上となる令和7（2025）年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、平成26（2014）年度から消費税増収分を財源として活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）が国において創設され、本県では平成26（2014）年12月に設置した。
- 県では、この基金の活用に向けて策定した計画に基づき事業を実施している。

2 基金事業の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条2項第2号に掲げる事業

- ①－1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ①－2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑤ 介護従事者の確保に関する事業
- ⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

※①－1、①－2、②、④、⑥が医療分、③、⑤が介護分

3 令和6年度県計画（令和7年2月作成）の概要

計画額（医療分）：4,899,086千円

〔新規積立金：2,847,320千円＋過年度基金執行残等活用分：2,051,766千円〕

【令和6年度の主な実施事業】（注）《 》の金額は、うち過年度基金執行残等活用分

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

1,368,987千円《1,368,987千円》

回復期病床整備事業 953,186千円《953,186千円》

その他6事業 415,801千円《415,801千円》

イ 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更にに関する事業

384,636千円《 0円》

ウ 居宅等における医療の提供に関する事業 57,966千円《 0円》

在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業 9,408千円《 0円》

訪問看護推進事業費 12,376千円《 0円》

その他6事業 36,182千円《 0円》

エ 医療従事者の確保に関する事業 2,015,980千円《 101,500千円》

地域医療確保修学資金貸付金 356,250千円《 0円》

看護師等養成所運営助成事業 277,379千円《 0円》

病院内保育所運営助成事業 298,390千円《 0円》

看護研修会館研修室整備事業 145,265千円《 0円》

食事療養提供体制確保事業 232,350千円《 0円》

その他21事業 706,346千円《101,500千円》

オ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

1,071,517千円《 581,279千円》

4 令和7年度県計画（案）の概要

計画額（医療分）：5,828,787千円

〔新規積立金：3,276,588千円＋過年度基金執行残等活用分：2,552,199千円〕

【令和7年度の主な実施事業】（注）《 》の金額は、うち過年度基金執行残等活用分

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

2,039,728千円《1,866,038千円》

回復期病床整備事業 1,744,634千円《1,744,634千円》

その他6事業 295,094千円《 121,404千円》

イ 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更にに関する事業

952,812千円《 0円》

ウ 居宅等における医療の提供に関する事業 58,854千円《 0円》

在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業 9,408千円《 0円》

訪問看護推進事業費 12,480千円《 0円》

その他6事業 36,966千円《 0円》

エ 医療従事者の確保に関する事業 1,733,060千円《 425,348千円》

産科医等支援事業 120,207千円《 0円》

地域医療確保修学資金貸付金 372,300千円《 0円》

看護師等養成所運営助成事業 278,246千円《 0円》

病院内保育所運営助成事業 267,505千円《 0円》

その他22事業 694,802千円《 425,348千円》

オ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

1,044,333千円《 260,813千円》

5 県計画の策定及び事後評価について

国が定めている「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の令和4年度の取扱いに関する留意事項について」において、県計画を決定するにあたっては、必要に応じて医師会など地域の関係者への意見聴取を実施すること、また、事後評価を行うに当たっては、都道府県医療審議会等からの意見聴取をして実施するものとされている。